

HALS 研究会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、『HALS 研究会』と称する

第2条 (事務局)

本会の事務局は東海大学医学部附属八王子病院消化器外科に置く
〒192-0032 東京都八王子市石川町 1838
TEL 042-639-1111 FAX 042-639-1144

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会は全国全科の臨床医師を対象に、HALS 手術手技を始め、治療などに関する実質的討議を行うことにより、治療成績の向上に貢献する事を目的とする

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

1. 学術集会（グループミーティング）を原則として年1回開催する
2. HALS 手技や術前／術後の集学的治療に関する症例検討会、情報交換を行う
3. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う

第3章 会員及び役員

第5条 (会員)

会員は、本会の趣旨に賛同した医師もしくは医療関係者とする

第6条

第1項 (役員)

本会には次の役員を置く

代表世話人 1 名、世話人 10 名程度とする

任期は3年とし、再任は妨げない

代表世話人、世話人は、世話人会を構成し学術集会をはじめとする本会の事業を立案し推進する

第2項（世話人の選任および退任）

世話人の選任は、世話人により事務局に提出された推薦状で推薦し、世話人会で諮って選任する

世話人の退任を希望する場合は、その旨を事務局に連絡または退任届を提出する

第4章 学術集会及び世話人会

第7条（学術集会）

学術集会は原則として年1回、当番世話人が召集し開催する

第8条（世話人会）

世話人会は、研究会運営上、必要に応じて事務局が召集し開催する
原則的に学術集会の前に開催するものとする

第5章 会計

第9条（経費）

本会の経費は、趣旨に賛同する個人並びに団体の助成金及び会費をもってあてる
会費は、学術集会開催時に参加者より徴収する

第10条（収支決算）

本会の収支決算は世話人会の承認を得るものとする

第6章 補足

第11条（会則改正）

本会の会則改正は、世話人会の承認を得なければならない

付則

本会則は平成22年（2010年）04月01日よりこれを実施する

平成28年（2016年）04月01日 一部改正

令和4年（2022年）01月01日 一部改正